

呉市公告第86号

呉農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条の規定により公告し、呉農業振興地域整備計画変更案及び変更理由書を次により縦覧に供します。

令和7年10月6日

呉市長 新原 芳明



1 呉農業振興地域整備計画変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和7年10月7日

至 令和7年11月6日

2 呉農業振興地域整備計画変更案及び変更理由書の縦覧場所

呉市役所 産業部農林水産課（呉市中央4丁目1番6号）

呉市役所 郷原市民センター（呉市郷原町1585番地の8）

呉市役所 音戸市民センター（呉市音戸町南隠渡1丁目7番1号）

呉市役所 倉橋市民センター（呉市倉橋町字前宮の浦431番地）

呉市役所 下蒲刈市民センター（呉市下蒲刈町下島2361番地の7）

呉市役所 蒲刈市民センター（呉市蒲刈町宮盛1番地2）

呉市役所 安浦市民センター（呉市安浦町中央4丁目3番2号）

呉市役所 豊浜市民センター（呉市豊浜町大字豊島3526番地の15）

呉市役所 豊市民センター（呉市豊町大長5915番地4）

※なお、図面の縦覧は、産業部農林水産課にて行います。

3 意見書の提出について

呉市の住民は縦覧期間満了の日までに縦覧に供された当該農業振興地域整備計画変更案について、市に意見書を提出することが出来ます。

(1) 意見書の提出先

呉市役所産業部農林水産課

(2) 意見書の提出方法

意見書の提出については書面によるものとします。

(3) 意見書の提出期限

縦覧期間満了の日まで

(4) 提出に当たっての注意事項

意見については、当該農業振興地域整備計画変更案に係るものに限ります。この他、意見書については「農業振興地域制度に関するガイドライン」(12構改C第261号)によるものとします。

提出された意見書については、要旨をとりまとめ、その処理結果を公告します。

4 異議申出書の提出について

当該農業振興地域整備計画変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、市にこれを申し出ることが出来ます。

(1) 異議の申出先

呉市役所産業部農林水産課

(2) 異議の申出方法

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。この場合、異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を証明する書面を添付すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権，その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

(3) 申出期限

異議の申出は，農用地利用計画の案の縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内にしなければならないが，天災その他やむを得ない事由があるときは，その事由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に行うこと。これらの場合，郵送により異議の申出をしたときには，その郵送期間は算入しないこと。

(4) 申出に当たっての注意事項

この他，異議申出については，「農業振興地域制度に関するガイドライン」（12構改C第261号）によるものとします。